令和2年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和2年12月17日 午前11時11分開議

議事日程

日程第1 行政報告

・職員逮捕に係る現在の対応状況について

日程第2 その他

委員長

副委員長

1. 出席委員

1番	浅	田	晃	弘	委員
5番	Щ	内	実賃	貴子	議員
2番	原	田	周	_	議員
3番	宇宙	上美	ま	り	議員
4番	Щ	本		精	議員
6番	上	野	雅	央	議員
7番	藤	本	英	樹	議員
8番	森	Щ	高	広	議員
9番	馬	場		哉	議員
10番	榎	木	憲	法	議員
11番	今	西	利	行	議員
12番	谷			整	議員

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町		長	西	谷	信	夫	君
副	町	長	Щ	下	康	之	君
教	育	長	奥	村	博	已	君
都市整	備政策	監	星	野	欽	也	君
総務担	1 当 理	事	奥	谷		明	君

君 健康福祉担当理事 黒 Ш 剛 建設事業担当理事事務 君 垣 内 清 文 代理兼上下水道課長 教 育 次 長 泰 生 君 野 田 総 務 課 長 青 山 公 紀 君 企画財政課長 山 弘 君 村 和

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君 太 庶 務 係 長 智 子 君 田

開 会 午前11時11分

○委員長(浅田晃弘) 本日は、本会議に引き続き、ご苦労様です。

本特別委員会は、設置に係る決議の目的にありましたように、今回の重大事件の事実 確認及び再発防止に向けた対応策の検討を行うために設置されたものでございます。委 員各位におかれましては、目的に沿った発言をされるようお願いいたします。

本日の特別委員会は、職員逮捕に係る現在の対応状況について、町当局より説明を願いたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を 行うことといたします。

ここで、町長からご挨拶を受けたいと思います。西谷町長。

○町長(西谷信夫) 先刻は、12月定例会におきまして上程させていただきました全て の議案をご可決、ご同意を賜りまして、無事終了していただきまして、誠にありがとう ございます。

さて、12月8日に総務付理事の光嶋隆が逮捕されるという事態が発生をいたしましたことに、改めまして皆様にお詫びを申し上げる次第でございます。直ちに重大事件等調査特別委員会を立ち上げていただきまして、本日は、本会議の後お疲れのところ委員会を開催していただきまして、誠に申し訳なく思っておるところでございます。職員逮捕に係る現在の状況について報告をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長(浅田晃弘) ありがとうございました。

出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから重大事件等調査特別委員会を開催いたします。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

日程第1、行政報告について。

町当局より、職員逮捕に係る現在の対応状況について、説明を求めます。山下副町長。

○副町長(山下康之) 本会議に引き続き、特別委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私のほうから、着座にてご説明をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、3枚用意させていただいているところでございます。本町の職

員の逮捕に係る現在の対応状況等ということで報告していきたいと思います。

これまでの経過等については、この資料に挙げていますように、令和2年12月8日に逮捕されまして、平成29年5月19日実施の町立保育所一時保育施設建設工事、これの一般競争入札を行ったわけでございますけれども、これに係る官製談合防止法違反容疑のことで、本町の光嶋が逮捕されたということで、2枚目のところに、その事業につきまして、それぞれ挙げておりますのでまたご高覧をいただきたいというふうに思います。

そうした中、翌日9日の日には、早速朝8時から課長以上を役場のほうに呼びまして、 所属長会議を招集いたしまして、それぞれの本町の所属長に、こういった事案また今後 における対応等々について、綱紀の粛正等についても指導を、またお願いを行ったとこ ろでございます。同日に、議会のほうも早速全員協議会を開催いただきまして、内容等 についての説明をさせていただいたところでございまして、その後においても、本会議 において、重大事件等調査特別委員会を本日開催いただいておりますが、そういった委 員会も設置をいただき、それと、官製談合の事件の検証と再発防止を求める決議という ことで、ご決議をいただいたところでございます。

同日に、それぞれの全員協議会の中でもご指摘いただいた内容に伴いまして、同日の午後4時半から、町の入札制度等の検討委員会をすぐさま開催をいたしまして、情報把握に努めるとともに、また本町の顧問弁護士と法的な整理をした上で、宇治田原町の指名競争入札参加者指名停止に関する要項に基づき対応を決定するということと、それとまた、現在実施予定の、これも議会の議員の皆様からいろいろと心配等も含めご指導もいただいている中で、実施予定の建築土木工事に係る入札については、その結論が出るまでの間入札を中止すると、こういったことでこの日に協議を行ったところでございます。

翌日12月10日には、午後6時から役場の会議室におきまして区長会のほうにお集りいただきまして、職員の逮捕に係る情報等々について、今後の信頼回復等についてのお詫びとお願いを、こういったところで開催をしたところでございます。

そして、12月16日、昨日でございますけれども、午後1時半から、2回目の町入 札制度等の検討委員会を開催いたしまして、ここで、宇治田原町重大事件等調査委員会 の、これ、設立と書いておりますけれども、申し訳ないですけれども設置ということで、 申し訳ないです、重大事件等調査委員会の設置について協議を行ったところでございま す。 それと、もう一つは、緊急及び年度内完了が求められる工事、こういったことの対応 についても昨日協議をさせていただいたところでございます。

これが今日までの経過でございまして、今も現在警察等の捜査に協力をしていると、こういった状況でございます。

それから、大きく2番といたしまして、宇治田原町重大事件等調査委員会(第三者委員会)についてということで、これは資料のほうを、3枚目をつけさせていただいておりますけれども、本町の中でいろんな協議をした中で、宇治田原町重大事件等調査委員会(第三者委員会)を設置ということで、このようにやっていきたいというふうに考えておりまして、概要について説明をさせていただきたいと思います。

趣旨については、ここにもございますように、宇治田原町の職員の法令違反等の不正 行為などによって生じた重大な事件または事故の再発防止を図るために、地方自治法の 規定に基づきまして、第三者による宇治田原町重大事件等調査委員会の設置を行うとと もに、それに必要な事項を定め進めていきたいというように考えておりまして、その調 査委員会の第三者委員会についての所掌事務については、中立公正な立場で独立して調 査をいただきたいと。

1番、2番、3番がございますけれども、重大事件等の実態把握と原因究明に関すること。また、重大事件等の再発防止策等の提言に関すること。それと、その他町長が必要と認める事項に関すること。組織については、調査委員会は、委員数名以内をもって回す仕組み。いろんな自治体を聞いておりますと、4人、5人ぐらいのレベルでやっておられるような事例が多いように聞いております。そうした中で、委員については町長が委嘱するということで、まず学識経験者、弁護士、その他当該事件・重大事件等に関して専門的な知識・経験を有する方、例えば公認会計士とか、そういったような専門的な知識を持っておられる方、そういった中で組織していただく中で、委員の任期については、調査が終了するまでの期間ということで。調査についても一定の期間を定めてやっていくと、こういったことも大事かなというふうに思っております。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、調査委員会に委員長を置く。委員長は、調査委員会において互選するということで。

会議ということで、調査委員会の会議は、委員長が招集して、委員長がその議長となる。委員長が選出されていないときは、町長が招集すると。調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。委員長は、調査のため必要

があるときは、関係人その他委員以外の者に対して会議への出席を求め意見もしくは説明を聴くこと、または必要な資料の提出を求めることができる。委員さんへの報酬については、調査委員会の職務に従事したときは、委員に対して、1時間当たり数万円以内で定めると、支給すると。近隣のいろんな市町村の状況もまちまちございますけれども、そういった形で定めていきたいと。

先ほども申し上げましたけれども、この委員会は、あくまでも中立公正な立場で独立 して調査をしていただくということでございます。そういう中で、町が一緒になって調 査するんじゃなしに、独立して町のいろんなところを、先ほどの所掌事務を調査してい ただくと、こういうことが、そういった調査委員会の設置を諮って、早急に取り組んで いきたいということで思っております。

一番下に、非常にこれ大事なところでございますけれども、こういった重大事件等調査委員会の設置については、非常に事の重大さを認識する中、条例化を図っていきたいというふうに考えておりまして、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関として、調査権限を与えた委員会、そういった組織として、徹底した原因究明と再発防止を図るため、町といたしましては、こういった委員会を設置するに当たりまして、その設置の条例をなんとか議会のほうに提案をさせていただきまして、その中で、早急に委員会を開催して究明に努めていただきたいというふうに思っております。

つきましては、大変おこがましいことを申し上げて申し訳ございませんが、今日、令和2年の第4回の定例会を先ほど終わっていただいた後で、大変申し訳ございませんけれども、町といたしましては、こういった調査委員会の設置に条例を提案したいというふうに思っておりますので、できましたら、もう年末年始になるわけでございますけれども、ご多用な中でございますけれども、何とぞ臨時議会を開催いただく中で、こういった事案にご審議等いただく中、ご可決を賜り、町といたしましても、早急に対応していきたいというふうに思っておりますので、ひとつ何卒よろしくお願い申し上げまして、現在までの対応状況の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

- ○委員長(浅田晃弘) 説明が終わりました。 何か質疑等ございましたら、お願いいたします。馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) ただいま副町長から説明がありました、現状と特別委員会の設置に ついては確認をいたしまして、私も賛成をいたしたいと思います。

それとは別に、少しこの間、事件について住民さんからもいろいろお声をいただきますので、少し報告をお願いしたいと思います。

私どもには、住民さんからは、捜査が入ったいわゆる映像等をテレビで放映されたことによって、衝撃と驚いたというご感想と、私どもにも、どないなってんねんというお叱りのお言葉を頂戴します。そのような中で、いろんな感情的なご意見もあるんですけれども、当該職員の現状の給与またはボーナスについては今後どうなっていくのか、少し教えていただきたいと思います。

- ○委員長(浅田晃弘) 町当局、答えられますでしょうか。大丈夫ですか。奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) それでは、私のほうから、当該人に対する給与等の状況に つきまして、お答えできる範囲で、今申し上げたいと存じます。

以前にも申し上げましたように、当人につきましては、10月19日から出勤できていないということでお伝えしたかと存じますが、それ以降の間につきましては、年次有給休暇扱いといたしておりますことから、給料等も全額支給をいたしておりました。そして、その後、まずお尋ねのボーナスの件でございますけれども、これにつきましては、12月1日が基準日となりますことから、12月1日につきましては、まだ年次有給休暇途中でございましたので、12月10日に支給いたしました期末勤勉手当につきましては、満額出ておるところでございます。

なお、その後逮捕されるまでの間におきまして、年次有給休暇が全部消化してしまいましたことから、それ以降につきましては、その段階として、12月1日には本人からのまだ引き続き出勤できないという申し出もありましたことから総務課付理事にいたしまして、年休消化を続けておりましたが、逮捕されるまでの間におきまして、年次有給休暇も全部消化しましたことから、引き続き本人からの出勤できない旨の申し出も受けまして、欠勤扱いとさせていただいたものでございます。従いまして、欠勤として取り扱うということは、年次有給休暇が切れましてからの欠勤以降につきましては、無給と。したがいまして、その分給与月額を減額して支給しておると。要は日割りになるということでございますけれども、欠勤以降は無給になるという状態になっておるということをお伝え申し上げたいと思います。以上です。

- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) 本人ともなかなか接触ができないと思いますけれども、欠勤期間がずっと続く中で、仮に裁判等々がなった場合についてもずっと欠勤状態になるのか、その辺りを少し教えていただきたいと思います。

- ○委員長(浅田晃弘) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) 現時点での状況を申し上げましたが、今後どうなるかということでございますけれども、現状法律または条令等の規定を申し上げたいと存じます。まず、地方公務員法第28条第2項に、「職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる」。その第2号で、「刑事事件に関し起訴された場合」。従いまして、刑事事件に関し起訴された場合において、法律上、本人の意に反してこれを休職にすることができる。いわゆる分限休職というものでございますけれども、起訴された場合には、この法律を適用させていただきまして、起訴されれば休職を命ずるという形になるということでございます。以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) 分限で休職を命ずることができる。その間について、休職を命じた 後も、いわゆる給料については、幾分か支給しなければいけない状況になるんですか。
- ○委員長(浅田晃弘) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) その件につきましても、ご説明を申し上げたいと存じます。 先ほど、年次有給休暇のときには満額は出ていまして、欠勤状態になれば無給になる ということを申し上げたかと思いますが、私どもの宇治田原町職員の給与に関する条例 第19条第4項に、職員が法第28条2項第2号、要は今言いましたように分限処分と して休職を命じられた場合、地公法に基づく休職を命じられた場合、ここに掲げる事由 に該当して休職されたときは、その休職の期間中、これに給料及び扶養手当のそれぞれ 100分の60以内を支給することができるという規定がございます。従いまして、皆 様の感情的にはなんか変な感じにお映りかもしれませんが、年次有給休暇の段階では満 額出ています、欠勤状態では無給になります、起訴されて休職になれば一定6割以内で 支給することが可能やということで、変な感じはしますが、これにつきましては、法律 上、そういう刑が確定するまでの間につきましては、その職員及び家族の生活を維持さ せるための措置ということで、このような規定がされておるものと感じておりますけれ ども、法または条例に照らし合わせますと、こういう規定があるということを申し上げ たいと存じます。以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) 制度上のことはよく理解しますけれども、当然ちょっとしっくりいかんところがありますよね。それについては、今後先々のことも含めてベストな方法を協議していただきたいと。今の段階で言えることはそれだけなので、そこはお願いして

おきます。

それと、2点目なんですが、バックナンバーの「町民の窓」を昨日も私調べていたんですけれども、2016年4月に部長制を敷いたと、そういうことで「住民の窓」に報告がありました。4月のことですので、当然人事の報告が掲載されているんですけれども、そこには掲載がされていなかったんですが、私が近年知り得た内容ですけれども、当人は福祉部長と、ほかに特命で兼務していた職があるというふうに認識をしているんですけれども、その点について、報告をお願いします。

- ○委員長(浅田晃弘) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) 当該職員の当時の辞令を遡りますと、平成28年4月1日 付で健康福祉部長に任命するとさせていただいておりまして、さらに、広域道路事業・ 新市街地整備特命担当を兼ねて命ずるという辞令を交付しておるところでございます。 以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) まず第一に、そこに、そういう特命のいわゆる辞令については、 「町民の窓」等々に掲載する必要はなかったんでしょうか。
- ○委員長(浅田晃弘) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) 当方の、私どもの掲載の基本的な考え方を申し上げたいと 存じます。

皆様ご存じのとおり、宇治田原町職員の職の設置に関する規則というものがございまして、この規則の中には、職員の処遇というのは、例えば理事、課長、課長補佐、所長、係長、主任、主査、主事、そういうような職がうたわれております。従いまして、私どもが広報とかそういう報道発表させていただく際には、この規則にうたわれている職を基本とさせていただいておりまして、例えば課長兼何々係長というようなケースにつきましては、この職にもうたわれておりますので報道発表等もしっかりさせていただいておりますが、今申し上げましたような特命の辞令という分につきましては、職というよりも事務分掌の1つと私共認識いたしておりまして、公表につきましてはしていなかったものでございますが、あくまでもそれを秘匿するという意識はございません。そういうような形で処理してまいったということでご理解賜ればというように思います。以上です。

○委員長(浅田晃弘) 馬場委員、過去のものはそういうことでございますので、今議題 になっています現在の対応状況についてというようなところからちょっと外れているよ うにも思いますので、質問を考えながらやっていただきたいと思います。

- ○委員(馬場 哉) じゃあ、その他でしていいですか。
- ○委員長(浅田晃弘) いや、その他については、また申し出もしていただかないかんことでございますので、ちょっと質問を変えながらお願いできますか。
- ○委員(馬場 哉) あと2問だけですので、お願いできますか。
- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) 今奥谷理事のほうから説明があったんですけれども、特命の先であったいわゆる道路とか広域連携の部分は、どっちかというと事業部ですよね。当人はもともと福祉部長やったということですので、福祉部長であったのが、いわゆる広域の道路であるとかそういう事業系の特命を兼任していたということで、こういう役割があったということですが、もう少し具体的にどういう仕事の内容をしていたのかについて、お答え願えればと思うんですけれども。
- ○委員長(浅田晃弘) 副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまの馬場委員のご質問でございますけれども、これまでは 建設環境課の建設課長をいたしておりまして、そういう中で、部長制を敷いたときに健 康福祉部長に異動で配置をしたわけですけれども、この段階の前において、新名神ある いは山手線、こういった大型の事業が宇治田原町では進めていかなければならないと。 そういう中では、特に新名神につきましては、ネクスコさんが主としてやっていただい ている。そういう中での、町としては、そういったネクスコのほうから全面的に協力い ただきたいと、こういったこともございましたので、町としては、先頭に立ってはいけ ませんけれども、ネクスコさんのご協力をしていくという、そういった意味で、用地の いろんなところへ一緒に行くとか、そういうような事業もございましたので、そういっ た非常に町の重要な事業が来ておりましたので、今日までの本人の実績も考慮した上で、 健康福祉部長へ異動で行っても、そういった先ほどの総務担当理事が申し上げました事 項を特命として、これも一緒にそういった中に協力をせよと、こういうような特命の異 動を出したわけでございまして、報道等々というようにはございますけれども、事務分 掌の範囲というふうにも思っておりましたので、こういった、町におきましては、やは り一つの担当だけではいかないと。横断的にいろんな仕事もしてもらわんならん。そう いったときに、あんたはどんな立場で来てはるのか、こういうこともございますので、 こういった大型の重要な事業の推進、こういった特命をつけて任務に当たっていただい たと。この職員以外も、特命も出して、特にそういう地元の住民の人とのそういった対

応等については、やはり本町職員が直接行くほうが理解もしてもらいやすいという部分 もございますので、そういう部分も踏まえて協力をせよと、こういう形で人事をしたと ころでございます。以上でございます。

- ○委員(馬場 哉) ありがとうございます。分かりました。終わります。
- ○委員長(浅田晃弘) ほかにございませんか。今西委員。
- ○委員(今西利行) ちょっと幾つかあるんですが、まず、調査権限を与えた委員会というくだりがありますね。これは、例えば関わった業者に対する聞き取りとか、そういうことも当然含まれているんですね。
- ○委員長(浅田晃弘) 星野政策監。
- ○都市整備政策監(星野欽也) 当然含まれているということでございます。弁護士の先生がやっていただけるということになれば、当然弁護士の権限の中で相手業者に対しても調査権限を持ってやるということでございます。従って、条例上の対応が必要であるというふうに考えているところでございます。
- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員、手を挙げて発言してください。今西委員。
- ○委員(今西利行) 強制力があるというふうに考えていいわけですね。
- ○委員長(浅田晃弘) 星野政策監。
- ○都市整備政策監(星野欽也) 条例上の権限ということでございますので、条例上ということでございますので、この権限には、警察権限までというわけではございません。 条例の中で決めた範囲の権限ということでございます。以上でございます。
- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員。
- ○委員(今西利行) 1つは、先ほど説明があったと思うんですけれども、そもそもどうしてこのようなことが起こったのか。それから背景、少しお話があったと思うんですけれども、背景とか要因。今後どのようにして、明らかにしていく必要があると思うんですけれども、その辺の対応等について、今説明があったかもしれませんが、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。
- ○委員長(浅田晃弘) 副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまのご質問でございますけれども、今委員がおっしゃった ような住民の方からのいろんな苦情もたくさんあるわけでございますけれども、そうい ったことをこの第三者委員会の中で調査をしていただくと。それは、先ほど申しました ように、中立な立場な方ですので、町と議員さんとが常に連携できる、そういう人じゃ なしに、違う立場の中から見ていただく、そういう委員会でございますので、今おっし

ゃった中において、条例で定める範囲において、そういった方に細かくいろんなところ を調査いただきまして、その調査報告を受けて、町としてどういったところから整理を したらいいかということをきっちりやっていくということが信頼回復につながるという ふうに思っております。以上です。

- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員。
- ○委員(今西利行) 次の質問ですけれども、余罪についてです。

報道によると、余罪があるというふうに警察は見て調べているというふうな報道を聞くんですが、今回の事件でなく、他の案件でも不正がなかったかどうか。これについても警察任せではなくて町としても調査する必要があると思いますが、つまり一定額以上の工事の業務委託について、業務内容とか契約の経緯、あるいは契約額、あるいは入札の仕様書、あるいは落札率等々について、その辺りの全容解明については当然やっていかれると思うんですけれども、その辺りのご所見をお願いしたいと思います。

- ○委員長(浅田晃弘) 副町長。
- ○副町長(山下康之) 今現在、今おっしゃったようなほかの部分については一切今のところは何も聞いていない状況でございまして、こういったところから、こういった問題が出たことによりまして、当然今日先ほど申し上げましたように、本町の指名選考委員会、これももう2回やりましたし、その中で考え方の整理、それと、先ほど言いました第三者委員会のいわゆる調査委員会、その中でもそういったことも踏まえて、問題がないかとか、あるいは組織的にどうなのか、そういったことも、この調査委員会の中で、そういう実態把握、原因究明に関することをやっていただけるというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように、大変申し訳ないけれども、早い時期に臨時議会をお願いいたしまして、その中でこの設置条例を可決いただいて、早急に動きたいというふうに思っております。以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員。
- ○委員(今西利行) ぜひ今回だけじゃなくて全体的に調べていただくということをお願いします。それと、職員に対してなんですけれども、この件について、知っていた職員と幹部はいないのかどうかとか、職員の聞き取り先もちょっとあったと思うんですけれども、その辺りはどうなっているのかということですけれども、その辺り、いかがですか。
- ○委員長(浅田晃弘) 答えられますか。副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまのご質問でございますけれども、今現在警察のほうで全

て捜査されているという状況で、容疑者として今逮捕されている状況でございますので、 今現在内容等については、申し上げることは今のところないということでご理解いただ きたいと思います。以上でございます。

- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員。
- ○委員(今西利行) コンプライアンスとよく言われますけれども、それに関わる町の規定とか、あるいは職員の徹底、今回法令に違反したということで、その辺りはどうされているのか。また今後どういうふうにそれについては考えておられるのか、お聞きします。
- ○委員長(浅田晃弘) 副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまのご質問でございますけれども、今現在、先ほど申し上げましたように、官製談合防止法の違反ということで容疑として今逮捕されているということでございますので、今現在警察の捜査に協力をしているというような状況の中、その内容がどのように起訴されるか、どういう方向に行くか、その辺は十分にチェックする中で、町の対応についても併せてきっちりと整理をつけていきたいというふうに思っております。以上でございます。
- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員。
- ○委員(今西利行) だから、職員に対してのそういうコンプライアンスについても今後 検討していただくというふうにお願いします。

それと、再発防止についてなんですが、町は、どのように再発防止、今分かっている 範囲で考えておられるのか。ちょっとありましたけれども、例えば特に入札制度、今回 入札の件で問題になったと思うんですけれども、予定価格の公表とか。公表されていま せんね、今。透明性を高めるために、その辺り、予定価格の公表とかあるいは電子入札 とかあるんですけれども、その辺りは、まだ考えておられませんか。

- ○委員長(浅田晃弘) 副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまのご質問でございますけれども、メリット、デメリット、 いろんな部分もございますけれども、そういったいろんなところを検証しながら、こう いった第三者委員会の調査結果も見る中で、ただ早急に迫っている工事等もございます ので、十分にその辺はチェックしながらやっていきたいというふうに思っております。 以上でございます。
- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員。
- ○委員(今西利行) 最後に、住民への説明なんですが、既に記者発表、区長会、議会ホ

- ームページ等でされていますが、まだまだ不十分なところも、徹底はされていないと思います。当然1月の「町民の窓」には掲載されると思うんですけれども、住民への説明会、これについてはどうお考えですか。ぜひ行っていただきたいと思うんですけれども、どのように考えておられますか。
- ○委員長(浅田晃弘) 副町長。
- ○副町長(山下康之) 今の質問でございますけれども、今日も議会のほうに今現在の状況ということで、議会あるいはまた今おっしゃったように区長会、またホームページでも載せておりますけれども、今現在は、あくまでも容疑者としての逮捕ということでございますので、内容的にはまだどういったことが、起訴されるか等についてはなかなかございませんけれども、我々は、住民の皆さんに説明というよりも、一刻も早く信頼回復に努めていきたい、その思いでは、やはり今説明させていただいた条例を、臨時会をお願いして、そこで可決いただいて、早急にこれを動かして、町のいろんなところを全てチェックいただいた上で制御をしていきたいと、このように思っております。以上でございます。
- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員。
- ○委員(今西利行) 住民の方からのいろんな意見を聞いて、どうなっているのやという ふうなことを聞いております。かなり心配されております。町政始まって以来の不祥事 ということで、かなり心配されておりますので、しかるべきときにはきちんと住民のほ うにもきちんと説明をお願いしたいということを申し述べておきます。以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) ほかにございませんか。山本委員。
- ○委員(山本 精) 2つあるんですけれども、1つは、第三者委員会を設置するという ことで出ているんですけれども、4、5人ということですけれども、この中で、弁護士 については、町の顧問弁護士がおられると思うんですけれども、そこだけやなくて、例 えば京都弁護士会に紹介してもらうということは考えておられませんか。
- ○委員長(浅田晃弘) 山本委員、それは、条例が提案された時点でいろいろ質問される べきことやと思うんですが、今この場では。
- ○委員(山本 精) 提案されていますから。
- ○委員長(浅田晃弘) あまりふさわしくないように感じますが。
- ○委員(山本 精) 提案されていますから。
- ○委員長(浅田晃弘) それに答えられますか。よろしいですか。そしたら副町長。
- ○副町長(山下康之) 先ほどおっしゃった今後条例を提案させていただきたいというこ

とをお願いしておりますけれども、先ほども言いました委員会については、顧問弁護士といったら宇治田原町の顧問をしていただく弁護士でございますので、それはやっぱり中立的な立場じゃないということでございますので、違う方々に、全くそういった宇治田原町と、特に懇意にしている、そういったところは除外して、違う角度から調査をしていただくというのがこの趣旨でございますので、どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

- ○委員長(浅田晃弘) 山本委員。
- ○委員(山本 精) 分かりました。それと、専門的ということでありましたけれども、 住民の代表も入れてほしいとは思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。
- ○委員長(浅田晃弘) 副町長。
- ○副町長(山下康之) そこも、今おっしゃったところも大事なところはありますけれど も、やはり全く宇治田原町に、大変申し訳ないですけれども、ご縁のない、そういう角 度から調査をしていかなければ、まちの中にいる人が、どうこう言う意見がいろいろ違 うので、そういうところでは、非常に人選が苦労はいたしますけれども、本当に中立的 な立場の方をお願いしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いし ます。以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) 山本委員。
- ○委員(山本 精) 設置のほうもできるだけ早くということだと思うので、そこだけお 願いしたいと思います。

それと、1つ、先ほど馬場委員も言われましたけれども、住民からもいろんな意見が出てきまして、光嶋理事については、長期休暇で、1日以降の中で切れて、欠勤扱いになっているということなんですけれども、12月1日付で人事異動をされたんですけれども、その時点で、なぜ理事職のままだったのかということと、現在逮捕されているわけですけれども、現時点でも同じ理事職ということなので、これはいかがなものかという意見が出ているんです。それはどう考えておりますか。

○委員長(浅田晃弘) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時52分

再 開 午前11時52分

- ○委員長(浅田晃弘) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。 副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまのご質問でございますけれども、今現在は、あくまでも

容疑者として逮捕されているという状況でございまして、先ほど来、町長のほうからも 冒頭でお詫びのご挨拶を申し上げたところでございますけれども、やはりうちの本町の 幹部職員ということもございましたので、そういう中で、やはりそこは抜けますと機能 的に組織的に回らないということがございましたので、12月1日付で人事を行ったと。 そういう経過の中で今進めておりますけれども、重大事件という認識はしているものの、 あくまでも容疑者としての今は逮捕でございますので、今後起訴されるかどういう内容 に進むか、それは、しっかりと情報収集に努めなければならないと思っておりますけれ ども、そういう中でございますので、そういった職務については、総務課付けというよ うに配置をしたところでございます。以上でございます。

- ○委員長(浅田晃弘) 山本委員。
- ○委員(山本 精) そういうことで理事職のままでということであれば、例えば一旦理 事職を外して、無罪とか裁判で決まった後でも戻すことができると思うので、その辺は やっぱりきちっと対処してほしいなというふうに思います。
- ○委員長(浅田晃弘) 副町長。
- ○副町長(山下康之) 今の委員のご質問でございますけれども、我々も、まずは法を破ると、それはもう多大な責任が出てくるわけでございますけれども、我々も地方公務員法という法律がありますので、その法律に基づいて対処しなければならないというふうに思っておりますので、それがある以上、そういった今おっしゃったようなことについては、すぐにそういうようにできるというものではないということだけはご理解いただきたいと思います。以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) 山本委員。
- ○委員(山本 精) 分かりました、いいです。
- ○委員長(浅田晃弘) ほかにございますか。原田委員。
- ○委員(原田周一) 今までいろんなご意見が出て、第三者委員会というものを立ち上げる。そこで原因究明、それから再発防止ということをこれからやっていかれる。これは大いに賛成なんですが、先ほどのご説明で、あくまで今現在光嶋容疑者ということで、犯人でもなんでもないということなんです、確定するまでは。そこで、第三者委員会で構成されていくわけですけれども、この組織の中の委員、先ほど5名程度みたいに考えているとおっしゃっていたんですが、1番の学識経験者、2番の弁護士、この辺りは分かるんです。3番、これが私は意味がよく分からないんですが、その他当該重大事件に関して専門的な知識または経験を有する者とこう書かれているんですが、具体的に、こ

- の辺どんな方が該当するのか、説明できるようであればお願いしたいと思うんですが。
- ○委員長(浅田晃弘) 政策監。
- ○都市整備政策監(星野欽也) なかなか具体的に説明しにくい部分もあるんですけれども、例えばお金のやりとりとかいろいろそういうもので、今後の施策展開といいますか今後これを踏まえて新たな提言をいただくときに、お金の管理も含めてやるとかいうことであれば、例えば公認会計士だとかということが出てきます。そういうことで、またその事件の解明に必要な場合には、この部分の専門家がいるということになれば、この部分の専門家という形で入れていくということもあり得るということで想定をしているところでございます。以上でございます。
- ○委員長(浅田晃弘) 原田委員。
- ○委員(原田周一) 今のご説明で、私はなんとなくイメージとして、専門家という部分は、専門的な知識を持っているとかというのはイメージとして分かるんですが、ここに「または経験」と書いてある。だから、経験というのは、ちょっと今お金の云々というお話があったんですけれども、ちょっとなんかもうひとつイメージが湧かないんです。経験を有する者。だから、具体的にどんな方が該当されて。先ほど住民さんというような声も出ていますけれども、そんなのは私はとんでもない話やと思います、特に第三者委員会というものの内容から見て。だから、どういった方が該当するのかなということは、なかなかこの文章を読んでいてもイメージが湧かないので。
- ○委員長(浅田晃弘) 政策監。
- ○都市整備政策監(星野欽也) 専門家というと、基本的には何かしかの資格所有者であるとかということになるかと思うんですけれども、経験といいますと、例えばそういう分野の行政経験とか、それから場合によっては警察等の経験とか、そういうことも踏まえて、専門家というのとともに、経験要件で今ある経歴でもって判断されるというような方に判断していただくというイメージでございます。以上でございます。
- ○委員長(浅田晃弘) 原田委員。
- ○委員(原田周一) なんか分かったような分からんようなイメージなんですけれども、 大体ぼやっとなんとか理解できます。ありがとうございます。
- ○委員長(浅田晃弘) ほかにございませんか。榎木委員。
- ○委員(榎木憲法) 町長の記者会見に関することなんですが、新聞記事にも書かれていましたように、当人は仕事のできる優秀な人材であったというようなことを言われていました。それを聞いたり見たりした住民の方々が、なんか悪いことをした人間を弁護し

ているような言い方になっているんじゃないかと、違和感があるというふうに意見を言われています。真意は、一体なんでしょうかということを聞いてほしいという声がありますので、お願いします。

- ○委員長(浅田晃弘) 町長。
- ○町長(西谷信夫) 光嶋に対しましては、日頃の仕事の状況というのを申し上げただけでございまして、逮捕されるような容疑があるということにつきましては大変遺憾であり、もう残念でならないと。本町にとっても町政始まって以来の出来事やということで、その点については、本当に私自身もショックであると。ただ、今までの仕事振りというのは、日常の話を申し上げただけのことでございまして、なんかどっちかに寄っているとかいう意味では申し上げたことではございませんので、ご理解賜りたいと思います。
- ○委員長(浅田晃弘) 榎木委員。
- ○委員(榎木憲法) 大体そのようなニュアンスではないかなと私個人としては思っておりました。今お言葉としてお聞きしましたので、そのようなことをまた聞いてきた方々にお伝えしておきたいと思います。以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) ないようでございますので、日程第1を終了いたします。 次に、日程第2、その他について、何かございましたら、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) ないようですので、これで重大事件等調査特別委員会を終わります。本日は、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時01分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長 浅 田 晃 弘